

奈良県告示第百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新町土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十四年八月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

監事 稲田 立身 葛城市新町一八

二 就任役員の役名、氏名及び住所

監事 稲田 昌克 葛城市新町六八―九